

入選 神奈川県 立花 亜紀子 様 (40代)

私の実母は 35 年以上前に亡くなっており、その後父が再婚した継母は 16 年前に末期がんが見つかり、余命 1 年と宣告され、本当にちょうど 1 年経って亡くなった。父と再婚する前のことは詳しくわからないが、継母は若い頃にきちんと年金を納めていなかったようで、手術により身体障害者となった時、本来であれば受給できるはずの障害年金をもらうことができなかった。

私の父は自営業で、年金制度でいう国民年金の第 1 号被保険者だった。職人気質で頑固者の父はいつも「年金なんて当てにならないから納めない、ずっと働いて稼いでいればいい」と言っていたので、私は父が継母同様に国民年金保険料を納付していないものと思っていた。

今から 4 年前のある日、突然父が倒れたと連絡が入った。訪ねてきた方が自宅で倒れている父を発見してくれたのだ。以前から心臓に持病があり、たまに入院することはあったが、今回はどうも違うようで、救急車で運ばれた翌日にすぐ転院となった。この時、私はとても嫌な予感がした。残念ながらこの予感はお的中してしまい、検査の結果は悪性腫瘍で、平均余命は 1 年ほどだが、もっと短い可能性も長い可能性も大いにあると説明された。もう父は、話すことはもちろん意思疎通もできなくなっていた。私は姉と協力して、悲しみをこらえながら突然起こったこの事態に対応していた。父の病状はもちろん心配だが、いつまで続くかわからない父の入院生活の費用はどうしよう、ということも心配していた。そんな中、父の一人暮らしだった実家へ向かうと、問屋さんからの請求書と年金の振込通知書が届いていた。

父は、私には「年金なんか当てにならない」と言っていたのに、実は将来を考えてか、それとも私たちに生活費のことで迷惑をかけないためなのか、きちんと国民年金保険料を納めていて、当時 72 歳で年金を受給しながら働いていたのだった。父の取引先の工場も閉鎖するところが多く、離れて暮らしていた私は「父の仕事はあるのだろうか、生活費はどうしているのだろうか」と心配することもあったが、年金は収入が不安定な自営業者である父の支えとなっていたようだ。

父が倒れる前に仕入れた物の支払いは、当然行わないといけないし、それ以外にもお金が必要なことはたくさんある。正直なところ、父が年金を受給していることがわかって、私たちも少し安心することができた。残念ながら、平均余命より短い半年で父は亡くなったが、父がずっと納めてきた国民年金保険料のおかげ

で、働けなくなった後の父の入院費や生活費も賄うことができた。

年金は、父は老後の生活費として納付していたのだろうが、まさかの事態が起こった時、父の娘である私の気持ちの支えにもなってくれた。

父が亡くなった時大学生だった私の娘も、今は社会人となった。学生納付特例制度を申請して猶予されていた国民年金保険料について、働きながら追納をして、今年全額納付が終了した。

そして私は、会社の職域型年金委員となった。会社では福利厚生を担当する部署におり、その中でも年金制度については複雑な部分もあるが、社員へ説明できるように日々情報収集を行っている。今働いている社員のほとんどは、まだ受給年齢に達していないので年金に興味を持つことが少なく、年金の様々な制度について知る機会もあまりない。そんな中で、私の情報発信は大切な役割があると思っている。

年金制度は、高齢になれば誰でも当たり前を受給できるものではなく、保険料の納付や手続きをきちんと行うことが必要となる制度である。

これからも、自身の経験を踏まえて、年金委員として年金制度の説明や大切さを伝えていけるよう活動していきたい。